## に安心して医療が受けられるよう、加 保険者として、病気やけがをしたとき 期高齢者医療広域連合」を、 人者の保険税 を、 国民健康保険は「知立市」 後期高齢者医療は (料) により運営する医 「愛知県後 それぞれ と「愛知 ○軽減世帯の拡大(国保・後期 世帯の合計所得が次の基準以下のと 所得が低い人への均等割額軽減割合 保険料賦課限度額の引き上げ だ 均等割と平等割を軽減します。

## 医療制度の変更点

療制度です。

## \_\_\_\_ 【保険料率が上昇する主な理由】

年度

所得割

均等割(1人あたり)

賦課限度額

均等割額軽減割合(世帯の合

計所得金額33万円以下の人) 均等割額軽減割合(世帯の合

計所得金額33万円以下で、年

金収入80万円以下の人)

なった人

(旧被扶養者)に係る保険税

たことで、国民健康保険の被保険者と 者本人が後期高齢者医療制度に移行し

社会保険などの被用者保険の被保険

棁の応益割分の軽減措置を2年間に限

昨年度から、旧被扶養者に係る保険

軽減措置を実施しています。

・被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと ・高齢者人口の増加で、後期高齢者負担率(※)が上昇したこと ※医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定す

旧被扶養者に係る応益 (均等割・平等割)の減免

令和元年度

8.76%

45,379円

62万円

8.5割

(38,573円軽減)

8割

(36,304円軽減)

令和2年度

9.64%

48,765円

64万円

7.75割

(37,793円軽減)

7割

(34,136円軽減)

# ○後期高齢者医療制度

引き上げ 所得割・均等割の料率および料金の

軽減	世帯の合計所得	世帯の合計所得
割合	金額 (改正前)	金額(改正後)
5割	33万円+28万円	33万円+28.5万円
軽減	×被保険者数	×被保険者数
2割	33万円+51万円	33万円+52万円
軽減	×被保険者数	×被保険者数

ない人は、申告が必要です。

されます。軽減の判定は自動でされるため申請を する必要はありませんが、所得の申告をされてい

## 保険証の更新

/月31日です。 現在の保険証 (青色)

新しい保険証 (橙色) を
フ
月
下
旬
に

望する場合は、7月10日魵までに国 住民登録地と異なる住所へ郵送を希 保医療課へ事前申請が必要です。

担額減額認定証について 限度額適用認定証•標準

## (限度額適用認定制度)

年金からの天引きの優先順位等、

特

別な事情がある場合

度です。 らかじめ自己負担額から高額療養費に 代・差額ベッド代等は除きます)、あ 相当する額を差し引くことができる制 医療機関が医療費を請求する際(食事 医療機関受診時に提示することで、

関に全額支払った後に申請しますが、 で、一時的な負担を減らすことができ いが自己負担限度額にとどめられるの この制度で、医療機関の窓口での支払 高額療養費は、自己負担額を医療機

## ▼問合せ

国保医療課 国保医療課 【後期高齢者医療制度について】 【国民健康保険について】 医療係 (☎%0151) 国保年金係 (95) 0 1 2 3)

り行っています。 引き続き期限を設けず軽減措置を実施 していきます。 なお、応能割(所得割)については、

## 後期

の有効期限は

簡易書留郵便で郵送します。

後期高齡者医療保険料 支払いについて の

替や納付書による納付)となります。 ただし、次の場合は普通徴収(口座振 を年金天引きで納付していただきます。 年金受給者は、原則として、保険料

年金受給額が、年額18万円未満の場合 の2分の1を超える場合 介護保険料と合わせた額が、 年金額

※特別徴収の対象者であっても、 料を納めることも可能です。 で「普通徴収 (口座振替)」 で保険 申出

## ▼問合せ

保険証の負担割合について】 【後期高齢者医療保険料の算定方法や

分~午後5時15分) 0570(01) 後期高齢者医療コールセンター 毎日午前8時45

※7月13日別~8月31日別まで



※国民健康保険と後期高齢者医療制度

では更新の方法が異なりますので、

国保医療課でご確認ください。

## 【標準負担額減額制度】

の人は申請で標準負担額減額認定証の あります。 がある場合はさらに減額されることが 交付を受けると食事代が減額されます。 担となっていますが、住民税非課税世帯 また、過去12か月で91日以上の入院 入院時の食事代は1食につき定額負

月31日までです。 なお、現在の認定証の有効期限はア

## 国民年金保険料の免除制度について

## ①免除(全額免除・一部免除(一部納付))申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得(※)が一定額以下の場合には、申請で保険料が全額または一部免除になります。

## ②納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得(※)が一定額以下の場合には、申請で保険料の納付が猶予されます。

▶受付期間 7月1日から令和2年度分の受付が始まります。

※1月~6月分を申請される場合は前々年所得

## ③学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請で保険料の納付が猶予されます。

▶受付期間 令和2年度分を受け付けています。

### 【①~③の共通事項】

▶持ち物 年金手帳またはマイナンバーカード (通知書)、失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など、学生証もしくは在学証明書、認印(本人が署名する場合は不要) ※申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

○新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務の喪失や売上の減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

http://www.nenkin.go.jp

### 4 産前産後免除申請

出産予定日または出産日が属する月の前月~4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産も含む)をいいます。

- ▶対象 平成31年2月1日以降に出産した人
- ▶受付期間 出産予定日の6か月前から
- ▶持ち物 年金手帳またはマイナンバーカード (通知書)・母子手帳・認印 (本人が署名する場合は不要) ※前年所得にかかわらず免除されます。すでに納付された分は還付されます。

○国民健康保険税および後期高齢者医

症の影

療保険料の減免

▶問合せ 国保医療課 国保年金係(☎95-0123) 刈谷年金事務所(☎21-2110)

服することができない人(給与等の支われた場合に、その療養のため労務に 国保医療課 払いを受けている人に限ります。) ①2月1日~令和3年3月31日の納期 ②新型コロナウイルス感染症の影響で、 る生計維持者が死亡または重篤な傷①新型コロナウイルス感染症で、主た 国保医療課 または発熱等の症状があり、感染が疑 ②2月1日~令和3年3月31日の納期 ▼問合せ 対象 )傷病手当金の支給につい |後期高齢者医療制度について| 【国民健康保険について】 民健康保険税・後期高齢者医療保険新型コロナウイルス感染症に伴う国 割合で一部減免します。 料の減免・傷病手当の支給を受ける 新型コロナウイルス感染症に感染 主たる生計維持者の収入減少が見込 前にお問合せください。 ためには申請が必要ですので必ず事 に係る保険税(料)を条件別の減免 病を負った世帯の 定の条件を満たす世帯の人 医療係 国保年金係 (95) 0 1 5 1 (95) 0 1